

次期埼玉県企業局経営計画策定委員会 設置要綱

令和7年10月1日 公営企業管理者決裁

(設置)

第1条 次期埼玉県企業局経営計画（以下「次期経営計画」という。）の策定に資するため次期埼玉県企業局経営計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次期経営計画の策定に当たって必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 企業局長、経営企画部長、水道部長、本庁各課長及び主席工事検査員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長は、企業局長とする。

(会議等)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議結果を公営企業管理者に報告する。

(ワーキンググループ)

第5条 次期経営計画のうち企業局が経営する各事業についてそれぞれ調査・検討させるため、委員会にワーキンググループを置く。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。